

農業委員

農地利用最適化推進委員の推薦および募集

周防大島町では、現農業委員が令和2年7月19日をもって任期満了となるため、次期農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦および募集を行います。

農業委員

- 定数 14人
- 任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日
(3年)
- 対象者
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方で共通事項の資格要件を満たす方
- 主な職務等
 - 毎月開催される農業委員会総会における農地の権利移動、転用の許可等の審議および決定ならびにこれらに関する現地調査
 - 農地等の利用の最適化の推進
 - 人・農地プランの実質化*に向けた業務
 - 農家からの相談対応および農家への助言・指導
 - その他農業に関する調査および情報提供ならびに研修会等への参加

農地利用最適化推進委員

- 定数 21人
- 任期 令和2年7月～令和5年7月19日
(委嘱日～農業委員の任期満了の日まで)
- 対象者
農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方で共通事項の資格要件を満たす方
- 主な職務等
 - 毎月開催される農業委員会総会における担当地域内の農地の権利移動、転用の許可等への意見具申、これらに関する現地調査
 - 農地等の利用の最適化の推進
 - 人・農地プランの実質化*に向けた業務
 - 農家からの相談対応および農家への助言・指導
 - その他農業に関する調査および情報提供ならびに研修会等への参加

共通事項

- 推薦および募集の期間
1月17日(金)～2月28日(金)
- 資格要件
 - 次の要件に該当する方
 - ・町内に住所を有する方。ただし、業務の遂行に支障がなく、特別な事情がある場合はこの限りではありません。
 - ・町が設置する他の附属機関等の委員で兼務が禁止されていない方
 - ・町の常勤の職員でない方
 - 次のいずれかに該当する場合は委員となることができません。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- 推薦および応募の方法
推薦書または応募申込書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、推薦および募集の期間内に郵送(必着)または直接お届けください。直接お持ちになる場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。
※詳しくは、町ホームページの「周防大島町農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の実施について」をご覧ください。
- 推薦および募集に係る書類等
推薦書、応募申込書等の用紙は農業委員会事務局で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。
- 書類の提出先・問い合わせ
〒742-2301 周防大島町大字久賀5134番地
周防大島町 産業建設部農林課内
周防大島町農業委員会事務局
☎0820(79)1002

*人・農地プランの実質化とは、農家への意向調査をもとに話し合いを通じて将来誰が集落の農地を担っていくのか等の方針を決めることをいいます。